

## 1 佐世保市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、佐世保市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に掲げる地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 海上自衛隊及び陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 長崎県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関（法第2条第5号に掲げる公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号に掲げる地方公共機関をいう。以下同じ。）の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号から第4号まで、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 佐世保市防災会議委員名簿

会長 佐世保市長 朝長 則男

佐世保市防災会議条例第3条第5項第1号に該当する委員

(法第2条第4号に掲げる地方行政機関のうちから市長が任命するもの)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
長崎地方気象台	長崎地方気象台次長	長崎市南山手町11-51	(095) 811-4862
佐世保海上保安部	佐世保海上保安部長	佐世保市干尽町4-1	31-6003
九州運輸局	佐世保海事事務所長	〃 〃 〃	31-6165
九州農政局	長崎県拠点総括 農政業務管理官	長崎市岩川町16-16	(095) 845-7121
九州地方整備局	長崎河川国道事務所 佐世保国道維持出張所長	佐世保市田の浦町68	38-3174
九州防衛局	佐世保防衛事務所長	〃 木場田町2-19	23-3157

同上第2号に該当する委員

(海上自衛隊及び陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
海上自衛隊	佐世保地方総監部 防衛部長	佐世保市平瀬町18番地	23-7111
陸上自衛隊	第16普通科連隊 第4中隊長	大村市西乾馬場町416	(0957) 52-2131 (内 238)

同上第3号に該当する委員

(長崎県知事の部内のうちから市長が任命するもの)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
長崎県	県北振興局長	佐世保市木場田町3-25	23-4211

同上第4号に該当する委員

(長崎県警察の警察官のうちから市長が任命するもの)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
長 崎 県 警 察	佐 世 保 警 察 署 長	佐世保市天満町4-18	23-0110
	早 岐 警 察 署 長	〃 勝海町136	39-0110
	相 浦 警 察 署 長	〃 愛宕町161	47-5110
	江 迎 警 察 署 長	〃 江迎町長坂 120-11	66-3110
	新 上 五 島 警 察 署 長	南松浦郡新上五島町有 川郷733-2	0959-42- 0110

同上第5号に該当する委員

(市長がその部内の職員のうちから指名するもの)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
佐 世 保 市	副 市 長	佐世保市八幡町1-10	24-1111
	基 地 政 策 局 長	〃 〃	〃
	企 画 部 長	〃 〃	〃
	総 務 部 長	〃 〃	〃
	農 林 水 産 部 長	〃 〃	〃
	都 市 整 備 部 長	〃 〃	〃
	土 木 部 長	〃 〃	〃
	港 湾 部 長	〃 新港町8-1	22-6127
	市 民 生 活 部 長	〃 八幡町1-10	24-1111
	保 健 福 祉 部 長	〃 高砂町5-1	〃
	環 境 部 長	〃 稻荷町1-8	31-6520
	水 道 局 長	〃 八幡町4-8	24-1151
防 災 危 機 管 理 局 長	〃 八幡町1-10	23-9258	

同上第6号に該当する委員

(教育長)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
佐世保市教育委員会	教 育 長	佐世保市八幡町1-10	24-1111

同上第7号に該当する委員

(消防長及び消防団長)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
佐世保市消防機関	消 防 長	佐世保市平瀬町9-2	23-5121
	佐世保市消防団長	” ”	”

同上第8号に該当する委員

(法第2条第5号に掲げる公共機関又は同上第6号に掲げる地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命するもの)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
日本郵便株式会社	佐世保郵便局長	佐世保市京坪町3-10	24-6101
九州旅客鉄道株式会社	佐世保駅長	” 白南風町1-10	22-7115
N T T フィールド、テクノ九州支店	長崎営業所長	長崎市金屋町4-15	095-828-9611
日本放送協会	長崎放送局長	長崎市西坂町1-1	095-821-1115
長崎放送株式会社	佐世保支社長	佐世保市松浦町2-21-4F	24-2251
九州電力送配電株式会社	佐世保配電事業所長	” 福石町4-12	0800-777-9421
西部ガス株式会社供給本部 長崎供給管理センター	所 長	” 万津町7-36	23-3111
日本通運株式会社	佐世保支店長	” 大塔町2002-3	33-0202
西肥自動車株式会社	代表取締役社長	” 白南風町9-2	25-1111
佐世保自動車協会	会 長	” 沖新町5-1	32-2101
佐世保地区海運組合	理 事 長	” 新港町8-23	23-6218
佐世保市医師会	会 長	” 祇園町257	22-5900
長崎県看護協会県北支部	副 支 部 長	” 松浦町5-13	
西日本高速道路株式会社 九州支社佐賀高速道路事務所	統 括 課 長	佐賀市大和町大字 久池井字三本杉2630	0952 62-5121

同上第9号に該当する委員

(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者)

機 関 名	職 名	所 在 地	電 話
佐世保市社会福祉協議会	会 長	佐世保市八幡町6-1	23-3174
佐世保市民生委員 児童委員協議会連合会	会 長	〃 高砂町5-1	24-1111
佐世保市婦人防火クラブ 連絡協議会	会 長	〃 平瀬町9-2	23-5121
佐世保市総合医療センター	院 長	〃 平瀬町9-3	24-1515
佐世保市総合医療センター	看 護 部 長	〃 〃	〃

### 3 佐世保市議会災害対策本部設置要領

平成27年12月18日決裁  
改正 令和2年11月20日決裁

#### (趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市議会が佐世保市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 佐世保市議会議長(以下「議長」という。)は、地震その他の災害により市対策本部が設置された場合において、佐世保市議会災害対策本部(以下「議会対策本部」という。)を設置する。

#### (組織)

第3条 議会対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会対策本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと、次条に規定する事務に従事する。

#### (所掌事務)

第4条 議会対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本部員の安否の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部等から災害情報を収集し、本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 本部員からの災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

#### (会議の場所)

第5条 議会対策本部が行う会議は、議事堂(本会議場を含む。)を使用するものとする。

#### (本部員の対応)

第6条 本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会事務局を通じ議会対策本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 市対策本部等から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会対策本部へ報告すること。
- (4) 被災者からの相談に対し助言等を行うこと。

#### (議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等において、議会対策本部からの情報等を報告し、議会対策本部に対して市対策本部の情報を提供する。
- (2) 事務局職員のうち、事務局長の命を受けた者は、議会対策本部の業務を支援する。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

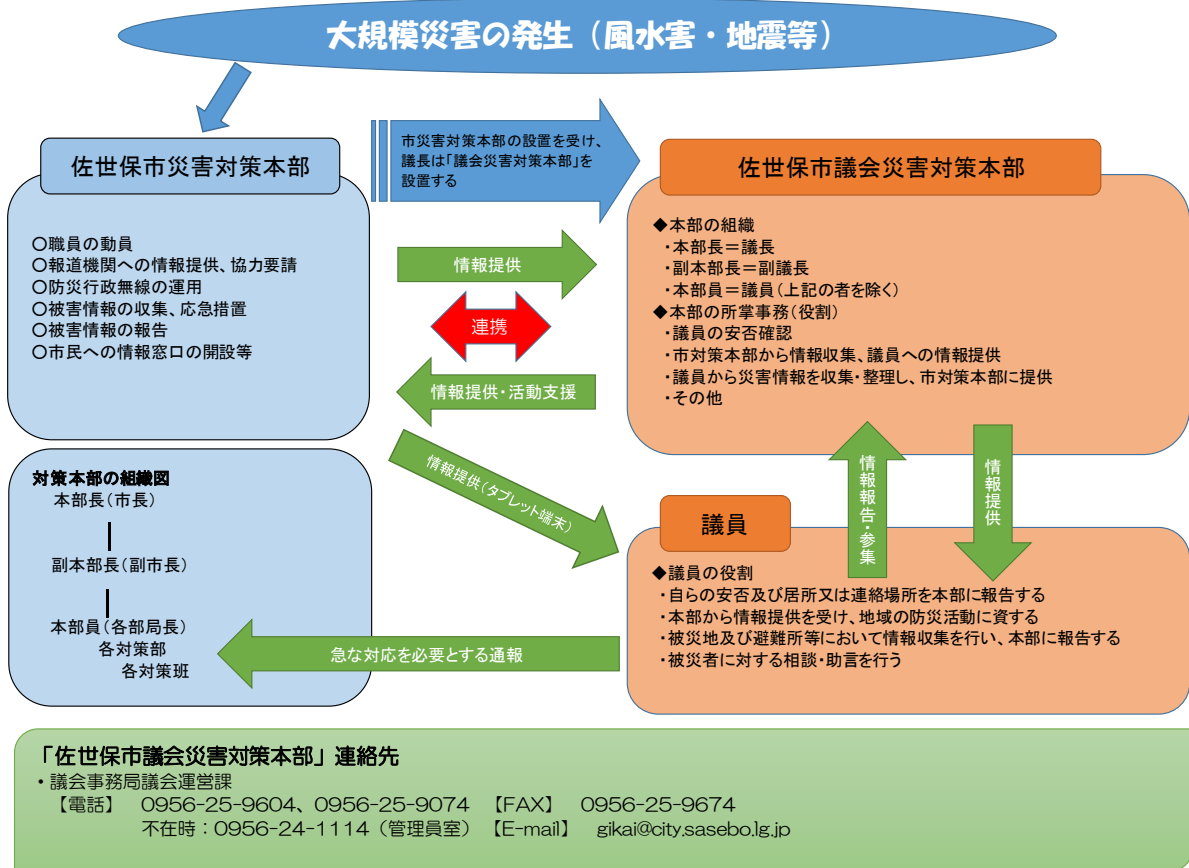
附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から施行する。

佐世保市議会災害対策本部設置要領に基づく議会及び議員の対応（フロー）





## 4 佐世保市議会災害対策議員行動マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは、佐世保市議会災害対策本部設置要領（平成28年1月1日制定）に定めた佐世保市議会議員（以下「本部員」という。）の活動等について具体的な行動マニュアルを定め、災害発生時の災害対応を行うものとする。

### 2 行動基準

#### (1) 災害発生時

- ①本部員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- ②本部員は、佐世保市議会災害対策本部（以下「議会对策本部」という。）の指示があるまでは、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により各自で状況を判断し、行動する。

#### (2) 初動体制（災害の発生後おおよそ1日ないし2日目）

- ①本部員は、市内において大規模な災害が確認された場合は、タブレット端末その他の方法により、議会对策本部に安否及び居所又は連絡場所を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- ②本部員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、議会对策本部においても可能な限り本部員の状況の把握に努めることから、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、議会对策本部からの連絡を待つものとする。

#### (3) 応急体制（災害の発生後おおよそ1週間以内）

- ①本部員は、自身の安全を最優先とした上で、各地域における被災地及び避難所等において災害情報や要望等を入手した際には、緊急の場合を除き、議会对策本部へ報告する。
- ②議会对策本部は、本部員からの情報を集約し、佐世保市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に必要な情報を提供する。
- ③議会对策本部は、市対策本部の情報収集に努める。
- ④本部員は市対策本部等からタブレット端末等を通じ被災情報等の情報提供を受ける。

#### (4) 復旧体制（災害の発生後おおよそ1週間以降）

- ①議長は議会对策本部で協議のうえ、必要に応じて議会对策本部会議を招集し、各地域で活動している本部員は可能な限り会議に参集する。
- ②議会对策本部は、被害状況の実態を把握するとともに、必要に応じて今後の議会の対応について協議する。

### 3 国・県等への対応

議会对策本部（佐世保市議会）は、必要に応じて、国、県等への要望活動を実施する。

#### 4 行動時の留意事項

- (1) 災害情報の提供及び要望等は、市対策本部が応急活動に専念できるよう、原則、同対策本部へは直接行わず、議会对策本部を通じて行うこと。（なお、急な対応を必要とする火災・救助・救急等にかかる通報は、消防本部等（各対策部）に適宜行うこと。）
- (2) 本部員は、議会对策本部への参集または地域での活動時においては、原則として、災害対応活動に支障のない安全な服装とする。

#### 5 その他

このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、別に本部長が定めることとする。

##### 附 則

この行動マニュアルは、平成28年3月1日から施行する。

##### 附 則

この行動マニュアルは、令和2年11月20日から施行する。